

平成31年度（2019年度）本庁舎等整備の進め方について

1 主旨

本庁舎等整備について、平成31年度（2019年度）の進め方を報告する。

2 本庁舎等整備の進め方について

(1) 実施設計の推進について

①概要

本庁舎等整備については、平成31年（2019年）4月に実施設計に着手し、施工のために必要な詳細設計や各種法令に基づく手続きを行なう段階となる。

実施設計は、平成31年3月に策定した本庁舎等整備基本設計をもとに進め、9月上旬に本庁舎等整備概算事業費及び関連事業概算経費等の財政計画などを含む検討状況をまとめ、区議会第3回定例会に報告する。

区議会での議論を経て、さらに検討を進め、平成32年（2020年）2月上旬に実施設計（案）をまとめる。

②平成31年度（2019年度）本庁舎等整備に係る庁内推進体制について

詳細は、資料1-1、1-2のとおり。

(2) 執務空間のレイアウト設計について

①概要

職員の働き方改革も踏まえ、基礎的自治体の新たな時代の事業展開にふさわしい、機能的・効率的で柔軟性の高い執務環境について、職員ヒアリング等を実施しながら検討し、実施設計に反映させる。

②執務フロアヒアリング

本年1～2月実施の執務フロアヒアリングの結果を踏まえ、各課及び各課に関連する特有諸室配置（案）を作成するとともに、窓口や執務サポートエリア等を含む執務室内の具体的なレイアウト等のたたき台となる図面を示した上で、7月をめどにフロア単位でヒアリングを改めて実施する。

③職員ワークショップ

めざすべき働き方を執務レイアウトや竣工後の活用につなげていくため、執務フロアヒアリングの進捗に合わせて、新庁舎に配置される部署の職員を対象にワークショップを実施する。

詳細については、4月18日の庶務担当課長会で周知する。

(3) ローリング計画について

同一敷地内で解体・建設を繰り返す今回の整備において、工事期間中も本庁機能を維持するため、職員や施設利用者等への影響に配慮しながら、必要な仮庁舎等を確保しつつ、工期ごとの部署配置など、詳細なローリング計画を分科会等で検討する。

(4) 施工者選定の検討について

本庁舎等整備は、本庁舎機能を工事期間中も継続させ、限られた敷地条件下で、工事を数工期に分割し、長期にわたり安全を確保しつつ、円滑に工事を進めなければならない。よって、施工者には高度な工事管理と施工技術が求められることから、価格競争による評価だけでなく、業務体制や技術提案などの総合的な評価を含め、本庁舎等整備における最適な施工者を選定するため、建設工事の発注方法や施工者の選定手法を検討する。

3 スケジュール（案）について

資料1－3のとおり。